

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市弓浜コミュニティー広場（以下単に「広場」という。）
(2) 所在地	米子市大篠津町1433番地
(3) 構造	東屋：鉄筋コンクリート平屋建て 便所：鉄筋コンクリート平屋建て 車庫：鉄骨造平屋建て 倉庫：鉄骨造平屋建て クラブハウス：鉄骨造平屋建て 日よけ：鉄骨造
(4) 敷地面積	105,346.15平方メートル
(5) 建築面積	東屋：建築面積27平方メートル 便所：床面積29.82平方メートル 車庫：建築面積15.40平方メートル 倉庫：建築面積9.27平方メートル クラブハウス：建築面積135.03平方メートル 日よけ：建築面積44.80平方メートル
(6) 設置日	平成27年7月9日
(7) 主な施設内容	第1多目的広場（ロングパイル人工芝）、第2多目的広場（クレー舗装）、駐車場129台分、東屋（3か所）、便所（2か所）、水飲台（3か所）、車庫、倉庫、クラブハウス、日よけ等 ※別添の「米子市弓浜コミュニティー広場平面図」参照
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	市民の福祉及び健康の増進を図るための施設として設置する。
(9) 施設の現状	当該施設は、航空自衛隊美保基地の滑走路付け替え事業等に伴い集団移転した大篠津町集落跡地において、国が、地元からの要望を受けて整備した施設である。 本市は、当該施設について国有財産の使用許可を受けた上で、平成27年7月9日に、広場条例を制定し、公の施設として広場を設置した。
(10) 施設の運営状況（令和4年度の概要）	ア 使用許可件数 388件 イ 利用者数 24,263人 ウ 使用料収入額 2,042千円 エ 管理運営費（支出額の合計） 17,315千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

（業務の範囲）

ア 広場の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- (ア) 樹木等の管理育成
- (イ) 施設等の保守点検、補修及び清掃
- (ロ) 施設等の警備（巡回パトロールの実施等）
- (ハ) 電気設備及び機械設備の操作
- (ニ) 施設等に係る経費（電気料金、水道料金、合併浄化槽の保守点検及び清掃料等）の支払
- (ホ) 施設等に係る安全衛生管理

イ 広場の施設等の利用に関すること。

- (ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
- (イ) 各種届出書の受付
- (ロ) 利用者の応接（案内、利用指導、苦情対応等）

ウ 広場の利用の促進に関すること。

広報活動の実施

エ 広場の非常時における初動対応に関すること。

- (ア) 待機及び連絡対応
- (イ) 被害に関する調査及び報告
- (ロ) 応急措置

（管理の基準）

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての広場の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な広場の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、広場の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ロ) 指定管理者は、広場の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施しなければならない。

イ 基本的事項

- (ア) 広場の使用時間及び休場日は、原則として、広場条例第3条に規定するところによらなければならない。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) 指定管理者は、広場条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、広場条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (ウ) 指定管理者は、広場条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、広場の施設等の使用若しくは利用を制限し若しくは停止し、広場への入場を拒否し、又は広場からの退場を命ずることができる。
- (エ) 指定管理者は、使用料の収納を、別に市と締結する契約に基づき適切に行わなければならない。この場合において、指定管理者は、使用料をその収入として収受することはできない。
- (オ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (カ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、直ちにその旨を市長に報告し、その処理の方法について市長と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

(3) 管理業務の処理体制

指定管理者は、管理業務に従事する職員を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備する。

(4) 市が直接行う業務

ア 広場の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関する事。

イ 市が主催する事業の企画及び実施に関する事。

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び現に管理業務を行っている特定非営利活動法人ひだまりから事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、管理業務の処理に当たり、広場の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、広場の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。